

証券コード 9238
2025年5月13日
(電子提供措置の開始日 2025年5月1日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号
バリュークリエーション株式会社
代表取締役社長 新 谷 晃 人

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://value-creation.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「バリュークリエーション」又は「コード」に当社証券コード「9238」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年5月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月28日（水曜日）午前11時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿1丁目20-8
エビススバルビル「EVENT SPACE EBIS303」
『カンファレンススペース A』5階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第17期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 資本金の額の減少の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社の主たる事業領域である国内インターネット広告市場は、前年比110.2%市場規模となっています。（出典：株式会社電通「2024年 日本の広告費」）

このような環境のもと、当事業年度において当社では、主力事業であるマーケティングD×事業を中心に提供サービスの品質向上に取り組むとともに、顧客ニーズに合致した最適なサービス提案を可能とする営業体制を整備し、新規顧客の獲得とともに提供サービスのクロスセルやアップセルの促進による既存顧客との取引拡大に注力してまいりました。顧客の継続率は約97%となり目標とする水準を維持できております。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高3,431,976千円（前事業年度比16.4%増）、営業利益121,616千円（前事業年度比29.6%減）、経常利益131,657千円（前事業年度比21.0%減）、当期純利益86,373千円（前事業年度比24.5%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

<マーケティングD×事業>

マーケティングD×事業は、運用型広告を中心とするプロモーション手法を通じ、顧客のWebサイトへの集客を適切に行うための課題抽出、戦略立案から広告の運用までを一貫して実施しております。既存顧客からの受注増及び新規顧客の獲得もあり堅調に推移いたしました。

この結果、売上高は3,227,241千円（前事業年度比13.7%増）、セグメント利益は623,688千円（前事業年度比2.0%増）となりました。

<不動産D×事業>

不動産D×事業は、D×（デジタルトランスフォーメーション）で解体業界に新たな価値を届けるべく「解体の窓口」、「解体エージェント」及び「外壁塗装エージェント」を運営しております。ユーザー申込累計件数が40,000件を突破し、認知度が高まっている状況です。一方で顧客獲得のための先行投資費用が増加しております。

この結果、売上高は204,734千円（前事業年度比87.0%増）、セグメント利益は848千円（前事業年度は23,316千円の損失）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は94,817千円で、その主なものは、本社移転に伴う内作工事、設備工事86,794千円によるものです。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、金融機関より、設備投資及び運転資金等の拡充を目的として長期借入金230,000千円の資金調達を行っております。

また、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と総額450,000千円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当事業年度末での未実行残高は350,000千円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第14期 (2022年2月期)	第15期 (2023年2月期)	第16期 (2024年2月期)	第17期 (当事業年度) (2025年2月期)
売上高 (千円)	2,438,401	2,823,748	2,948,333	3,431,976
経常利益 (千円)	28,319	121,270	166,750	131,657
当期純利益 (千円)	16,668	86,032	114,358	86,373
1株当たり当期純利益 (円)	8.33	43.02	55.11	37.54
総資産 (千円)	3,927,390	3,290,867	3,628,388	4,304,988
純資産 (千円)	61,260	147,292	509,247	581,816
1株当たり純資産 (円)	30.63	73.65	221.34	252.88

注. 当社は、2023年8月25日付で普通株式1株につき20株の割合で、2024年3月16日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、安定した堅実な成長をするために、環境の変化に敏感に対応しながら以下の経営課題に取り組んでまいります。

① 自社サービスの継続的な強化

当社のマーケティングDX事業が属するインターネット広告市場においては、技術進歩が非常に速く、マーケティング手法やサービス形態は日々進化しております。当社として今後も継続的なサービスの拡大を実現するために、それぞれの業界・業種の課題を的確に把握し、深い洞察と仮説設計を行い、最適なマーケティングソリューションを提供し続けることで、競争力の強化と企業価値向上に努めてまいります。

不動産DXが属する解体市場について住宅ストックは年々増加しており、空き家や老朽化した建築物の増加は社会問題にもなっております。この問題に対し、これまで抜本的な対策は確立されていなかったものの、国や自治体の動きが本格化しており、今後数年間で住宅解体需要が飛躍的に増加すると考えられております。当社として当該需要に対応して、潜在的なニーズをキャッチし解体を起点としたサービス提供をし続けることで収益拡大に努めてまいります。

② 高い専門性を有する人材の確保

当社は、更なる事業拡大を実現していく上で、優秀な人材の採用と、継続的な人材育成および、組織への長期的な定着が必要不可欠であると考えております。引き続き、中途入社・新卒入社合わせて、積極的な採用活動による優秀な人材確保を推進してまいります。また、従業員の心理的安全性を重視した社内コミュニケーションの制度設計、教育制度の充実、個々人の能力開発の強化に取り組み、高い生産性を発揮できる組織体制の構築に努めてまいります。

③ アドフラウド、ブランドセーフティへの対策

デジタル広告市場の急速な拡大に伴って、近年はアドフラウド（広告不正）問題や、不適切なメディアへの広告掲載による、企業のブランド毀損問題など、デジタル広告特有の問題が指摘されています。当社においては、そのような諸問題に真摯に向き合い、迅速かつ、継続的に適切な対策を講じることで、安心安全なマーケティングサービスの実現を目指してまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社は、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用、内部統制システムを活用した監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

⑤ 情報セキュリティのリスク対応の強化

当社は、ウィルスや不正な手段による外部からのシステムへの侵入、システムの障害及び役職員・パートナー事業者の過誤による損害を防止するために、引き続き職場環境の整備及び社内教育による情報セキュリティの強化を図ってまいります。

⑥ 財務上の課題

現状においては安定的に利益を計上しており、事業継続に支障をきたすような財務上の課題は認識しておりません。資金需要が生じた場合は自己資金を充当する方針でおりますが、金融機関からの借入やエクイティファイナンスも選択肢として対応してまいります。

また、収益基盤の維持・拡大を図るためには、手許資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。費用対効果の検討による各種コストの見直しを継続的に行うことで、さらなる財務基盤の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

事業区分	事業内容
マーケティングDX事業	運用型広告を中心とするプロモーション手法を通じ、顧客のWebサイトへの集客を適切に行うための課題抽出、戦略立案から広告の運用までを一貫して実施しております。具体的には顧客のマーケティング戦略に応じて複数種類の広告手法・プラットフォームを柔軟に組み合わせ、プロモーションを設計・運用しております。
不動産DX事業	DX(デジタルトランスフォーメーション)で解体業界に新たな価値を届けるべく「解体の窓口」、「解体エージェント」及び「外壁塗装エージェント」を運営しています。これらの自社メディアは、所有する物件を解体したいと考えているユーザーと、ユーザーを探している解体業者をマッチングさせるメディアです。

(6) 主要な営業所及び工場（2025年2月28日現在）

本	社	東京都渋谷区
仙	台	宮城県仙台市

(7) 使用人の状況（2025年2月28日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58（31）名	12（9）名	32.0歳	4.0年

（注） 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数は、正社員のみで算定しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年2月28日現在）

（単位：千円）

借入先	借入額
株式会社 商工組合中央金庫	342,434
株式会社 東日本銀行	156,232
株式会社 埼玉りそな銀行	101,151
株式会社 日本政策金融公庫	32,180
株式会社 千葉銀行	25,016
株式会社 徳島大正銀行	21,660
株式会社 みずほ銀行	11,080

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,300,800株
- (3) 株主数 3,391名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合同会社ひまわり	1,300,000株	56.50%
新谷 晃人	114,800	4.98
株式会社エアトリ	45,600	1.98
西田 憲司	34,160	1.48
MSIP CLIENT SECURITIES	30,400	1.32
株式会社アンビション・ベンチャーズ	22,800	0.99
かっこ株式会社	22,800	0.99
株式会社ベクトル	22,800	0.99
豊野 桂太	18,240	0.79
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	13,600	0.59

- (注) 1. 合同会社ひまわりは、当社代表取締役社長 新谷 晃人の資産管理会社であります。
2. 当社は、自己株式を74株保有しておりますが、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年3月16日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022年2月25日
新 株 予 約 権 の 数		1,709個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 68,360株 (新株予約権1個につき 40株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 3,920円 (1株当たり 98円)
権 利 行 使 期 間		2024年2月26日から 2032年2月25日まで
行 使 の 条 件		(注) 3
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,709個 目的となる株式数 68,360株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1.2023年8月25日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2.2024年3月16日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

3.新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、ま

たは定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。
- ④ 新株予約権の目的である株式が、日本国内の金融商品取引所に上場され取引が開始される日（以下、「上場日」という。）から2年経過するまでは新株予約権を行使することはできない。
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてののみ行使することができるものとする。
 - (i) 上場日から2年経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当てられた新株予約権の40%
 - (ii) 上場日から3年経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当てられた新株予約権の70%
 - (iii) 上場日から4年経過した日から新株予約権の権利行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当てられた新株予約権の100%

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	新 谷 晃 人	
取 締 役	大 坂 谷 優 介	マーケティングDX事業担当
取 締 役	前 田 重 実	不動産DX事業担当 FOUR★STAR 代表
社 外 取 締 役	中 山 寿 英	株式会社みなとグローバル 代表取締役 公認会計士・税理士 中山 寿英 会計事務所 所長 株式会社アプトポット 取締役 ファイブスター投信投資顧問株式会社 監査役 かっこ株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社シンクロ・フード 監査役 株式会社Globee 社外取締役監査等委員 ユニファイド・サービス株式会社 監査役 iYell株式会社 社外取締役監査等委員 Supership株式会社 社外取締役監査等委員
常 勤 監 査 役	村 嶋 宏 之	－
監 査 役	清 野 芳 昭	株式会社農業総合研究所 常勤監査役 株式会社世界市場 監査役
監 査 役	山 口 敬 之	株式会社スタジオアタオ 取締役管理部ゼネラルマネージャー 株式会社エビリー 社外監査役

- (注) 1. 取締役 中山 寿英氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 村嶋 宏之氏、清野 芳昭氏及び山口 敬之氏は、社外監査役であります。
3. 2024年8月26日開催の臨時株主総会において、前田 重実氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 監査役 山口 敬之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役の中山 寿英氏および社外監査役の清野 芳昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の総額は、2021年5月31日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額30,000千円と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）であります。

② 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、取締役会で決定しております。

監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

また、上記の報酬額のほか、取締役にに対してストック・オプションを付与しており、当該取締役の果たす役職、役割及び貢献度を勘案して付与数を決定しております。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度の取締役の報酬額については、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであり、相当であるものと判断しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対 象 と な る 役 員 の 員 数 (人)
		基 本 報 酬	非 金 銭 報 酬 等	
取締役 (うち社外取締役)	56,650 (2,400)	56,650 (2,400)	－ (－)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	8,400 (8,400)	8,400 (8,400)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	65,050 (10,800)	65,050 (10,800)	－ (－)	7 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は業績連動報酬等の制度は導入しておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 中山 寿英氏は、株式会社みなとグローバル代表取締役、公認会計士・税理士 中山 寿英会計事務所所長、株式会社アプトポット取締役、ファイブスター投信投資顧問株式会社監査役、かつこ株式会社社外取締役監査等委員、株式会社シンクロ・フード監査役、株式会社Globe社外取締役監査等委員、ユニファイド・サービス株式会社監査役、iYell株式会社社外取締役監査等委員及びSupership株式会社社外取締役監査等委員を兼任しております。かつこ株式会社は当社の株主であります。が一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。その他につきましても当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 清野 芳昭氏は株式会社農業総合研究所監査役、株式会社世界市場監査役を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役 山口 敬之氏は株式会社スタジオアタオ取締役、株式会社エビリー社外監査役を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 中山 寿 英	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、書面決議を13回行いました。 公認会計士としての専門的見地並びに、複数の企業での取締役や監査役としての経験及び見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 村 嶋 宏 之	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、書面決議を13回行いました。また、当事業年度に開催された監査役会13回のすべてに出席いたしました。 企業経営の経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 清 野 芳 昭	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、書面決議を13回行いました。また、当事業年度に開催された監査役会13回のすべてに出席いたしました。 複数企業での監査役経験から、取締役会では積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 山 口 敬 之	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、書面決議を13回行いました。また、当事業年度に開催された監査役会13回のすべてに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

ESネクスト有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の選定に関しては、監査法人の独立性、専門性及び品質管理体制等を総合的に勘案し、職務の遂行が適正に行われることを確認する方針とし、当該基準を満たし、高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運営が期待できることから、ESネクスト有限責任監査法人を会計監査人として選定しております。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の解任を検討いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況を考慮し、株主総会への会計監査人の解任、不再任に関する議案の提出の要否の検討を每期行っておりま。

(4) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針

現時点において特段の定めはありません。

貸 借 対 照 表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	3,940,914	流 動 負 債	3,347,806
現 金 及 び 預 金	1,138,938	買 掛 金	2,430,042
売 掛 金	2,731,350	短 期 借 入 金	100,000
前 渡 金	25,742	1年内返済予定の長期借入金	214,387
前 払 費 用	25,783	未 払 金	441,848
そ の 他	20,054	未 払 費 用	83,377
貸 倒 引 当 金	△955	未 払 法 人 税 等	20,045
固 定 資 産	364,074	契 約 負 債	16,347
有 形 固 定 資 産	90,179	預 り 金	13,178
建 物	82,423	そ の 他	28,579
工具、器具及び備品	7,756	固 定 負 債	375,366
無 形 固 定 資 産	21,818	長 期 借 入 金	375,366
ソ フ ト ウ エ ア	21,818	負 債 合 計	3,723,172
投 資 そ の 他 の 資 産	252,076	(純 資 産 の 部)	
出 資 金	150,030	株 主 資 本	581,816
長 期 前 払 費 用	724	資 本 金	157,839
繰 延 税 金 資 産	11,591	資 本 剰 余 金	123,839
敷 金	56,230	資 本 準 備 金	123,839
会 員 権	32,900	利 益 剰 余 金	300,220
そ の 他	600	そ の 他 利 益 剰 余 金	300,220
資 産 合 計	4,304,988	繰 越 利 益 剰 余 金	300,220
		自 己 株 式	△82
		純 資 産 合 計	581,816
		負 債 純 資 産 合 計	4,304,988

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,431,976
売上原価	2,332,870
売上総利益	1,099,105
販売費及び一般管理費	977,489
営業利益	121,616
営業外収益	
還付金収入	18,887
その他の	2,392
営業外費用	
支払利息	10,143
その他の	1,095
経常利益	131,657
税引前当期純利益	131,657
法人税、住民税及び事業税	45,348
法人税等調整額	△64
当期純利益	86,373

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
				繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	157,839	123,839	123,839	227,651	227,651	△82	509,247	509,247
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				△13,804	△13,804		△13,804	△13,804
当 期 純 利 益				86,373	86,373		86,373	86,373
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	72,568	72,568	－	72,568	72,568
当 期 末 残 高	157,839	123,839	123,839	300,220	300,220	△82	581,816	581,816

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月28日

バリュークリエーション株式会社

取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 加 藤 健 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 海 野 直 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、バリュークリエーション株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守

したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ESネクスト有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月30日

バリュークリエーション株式会社 監査役会

常勤社外監査役 村 崙 宏 之 ㊟

社 外 監 査 役 清 野 芳 昭 ㊟

社 外 監 査 役 山 口 敬 之 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第17期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6.5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は14,954,719円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年5月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業領域の拡大及び多様性に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものです。

また、会計監査人が職務執行にあたり、期待される役割を充分に発揮できるよう、その責任を限定する契約を締結することができる旨の規定として第46条（会計監査人の責任限定）を新設し、現行定款第46条以下を各1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～25. (条文省略)	1. ～25. (現行どおり)
(新設)	<u>26. 生命保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務</u>
(新設)	<u>27. 一般土木建築工事業</u>
<u>26. 前各号に附帯する一切の事業</u>	<u>28. 前各号に附帯する一切の事業</u>
	<u>(会計監査人の責任限定)</u> 第46条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
<u>第46条～第48条 (条文省略)</u>	<u>第47条～第49条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</u>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	しん や あき と 新 谷 晃 人 (1982年10月4日)	2005年4月 アドデジタル株式会社 入社 2008年4月 当社設立 代表取締役社長 就任(現任)	1,414,800
2	おお さか や ゆう すけ 大 坂 谷 優 介 (1987年3月21日)	2007年4月 株式会社ファーストチャージ 入社 2012年7月 当社入社 2019年3月 当社執行役員 就任 2020年12月 当社取締役 就任(現任) マーケティングDX事業担当	一株
3	まえ だ しげ み 前 田 重 実 (1972年6月4日)	1988年4月 有限会社本間興業 入社 1991年1月 樋口興業 入社 1992年5月 株式会社陽光 入社 1995年1月 平野興業 入社 2005年1月 FOUR★STAR 設立 代表就任(現任) 2019年12月 株式会社スマテン 取締役就任 2024年8月 当社 取締役就任 (現任) 不動産DX事業担当	一株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	なか やま とし ひで 中 山 寿 英 (1969年 2月 7日)	1991年10月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 1996年 4月 日本証券業協会出向 2000年 1月 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社（現：日本アイ・ビー・エム株式会社）入社 2002年 9月 ERNST&YOUNG Malaysia入社 2005年11月 グローバル・ブレイン株式会社入社 2009年 1月 株式会社みなとグローバル設立 同社代表取締役 就任(現任) 2010年 2月 公認会計士・税理士中山寿英会計事務所 設立 同所長 就任(現任) 2013年 6月 株式会社エスクリ 監査役 就任 2013年 7月 かっこ株式会社監査役 就任 2014年 9月 株式会社アプトポット取締役 就任（現任） 2015年 3月 かっこ株式会社社外取締役 就任 2015年 6月 ファイブスター投信投資顧問株式会社 監査役 就任（現任） 2015年 7月 かっこ株式会社 社外取締役 監査等委員 就任(現任) 2016年 1月 株式会社シンクロ・フード監査役 就任(現任) 2020年 1月 株式会社Globee社外監査役 就任 2021年 5月 ユニファイド・サービス株式会社 監査役 就任（現任） 2021年 5月 当社社外取締役 就任(現任) 2021年 7月 iYell株式会社 社外取締役監査等委員 就任（現任） 2023年 6月 Supership株式会社(旧Supershipホールディングス株式会社) 社外取締役監査等委員 就任（現任） 2024年 8月 株式会社Globee社外取締役監査等委員 就任 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中山 寿英氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中山 寿英氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 中山 寿英氏は、公認会計士としての専門的見地並びに、複数の企業での取締役や監査役としての経験及び見識を有しており、財務及び会計の知見並びに企業経営に関する経験を当社取締役会におけるモニタリングに活かし、当社経営の意思決定の健全性の確保・経営監督の強化のために有益なご意見や率直なご指摘を行っていただく役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります
5. 当社は、中山 寿英氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、中山 寿英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 代表取締役社長 新谷 晃人の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社ひまわりが所有する株式数を含んでおります。
8. 新谷 晃人氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

第4号議案 資本金の額の減少の件

当社は今後の資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し資本準備金に振り替えるものであります。

なお、本件は、発行済株式総数は変更せず、資本金の額のみ減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株あたり純資産額に変更が生じるものではございません。

(1) 減少する資本金の額

2025年2月28日現在の資本金額157,839,360円を107,839,360円減少して、50,000,000円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額を資本準備金に振り替えます。

(3) 資本金の額の減少の日程

- | | |
|--------------|----------------|
| ①取締役会決議日 | 2025年4月14日 |
| ②定時株主総会決議日 | 2025年5月28日 |
| ③債権者異議申述公告日 | 2025年6月2日（予定） |
| ④債権者異議申述最終期日 | 2025年7月2日（予定） |
| ⑤減資の効力発生日 | 2025年7月10日（予定） |

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区恵比寿1丁目20-8

エビススバルビル [EVENT SPACE EBiS303]

『カンファレンススペース A』 5階



交通 JR恵比寿駅

東□より

徒歩約3分

地下鉄日比谷線恵比寿駅

1 番出口より

徒歩約 4 分